

令和7年度第2回福祉有償運送運営協議会 事業者申請概要

記入欄

|                                   |   |  |
|-----------------------------------|---|--|
| 申請区分                              |   | 更新登録   |
| 運送主体                              | 法人名   | 特定非営利活動法人ひだまり  |
|                                   | 代表者名  | 平井 紳一  |
|                                   | 設立年月日   | 平成15年3月13日   |
|                                   | 移送開始年月日                                       | 平成15年3月13日   |
|                                   | 事業所名  | メープルリーフ  |
|                                   | 事業所所在地  | 千葉県稲毛区長沼町32  |
|                                   | 運送を必要とする理由                                    | 主に支援している知的障害を持つ方は、既知の運転者、特定の車両への強いこだわりを有し、同乗者への危険行為を行うことがある。また、急に暴れたり、大声をあげる突発行為等を有し、同乗者のみならず、運転者にも専門的な知識が求められる。このような公共交通機関による移動が困難な利用者に対し、福祉有償運送を行うことで社会参加のための外出支援をしたい。 |
| 運送の対象                             |   | 知的障害 67名   |
| 形態等の                              | 移送区域  | 千葉県、四街道市、八千代市<br>及び千葉県・四街道市・八千代市を発着地とする地域  |
|                                   | 移送目的  | 外出支援、社会参加、通院   |
| 使用車両<br><>内は持ち込み車両数<br>※乗車定員11人未満 |   | 普通車 4台<2台>   |
| 持込車両の使用権原                         | ①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること | 作成されている。   |
|                                   | ②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること   | 明確化されている。  |
| 車両表示                              | 自動車登録簿が作成されていること                              | 作成されている。   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 運<br>転<br>者                                   | 免許種別、講習   | 二種免許 0名<br><br>一種免許 11名<br>うち、福祉有償運送運転者講習修了 11名<br><br>【セダン型使用の場合（内数）】<br>セダン等運転者講習修了 11名<br>介護福祉士・訪問介護員等 10名 |
|   | 免許取得3年以上とする   | 全員3年以上である。  |
|   | 過去3年間免許停止処分を受けていないこと                                  | 全員受けていない。   |
|   | 70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること              | 該当者はいない。  |
|   | 過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること | 該当者はいない。  |
| 償<br>損<br>措<br>害<br>置<br>賠                    | 全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること                       | 全車両加入している。  |
| 利<br>用<br>料<br>金                              | 千葉市内のタクシー運賃の概ね2分の1以下とする                               | 5キロまで500円<br>以降、1キロごと100円   |
|   | 複数乗車  | 協議会で認められた者のみ行っている。必要な時は上記料金を乗車人数で頭割りしている。   |
| 管<br>理<br>運<br>営<br>体<br>制                    | ①運行管理に係る責任者及びその代行者（副責任者）が選任されていること                    | 選任されている。  |
|   | ②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること        | 明記されている。  |
|   | ③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること              | 明記されている。  |
| 順<br>法<br>守<br>令                              | 登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと           | 該当しない。  |
| 輸<br>送<br>実<br>績<br><br>令<br>和<br>6<br>年<br>度 | 走行距離  | 16,334 km   |
|   | 運送回数  | 742回  |
|   | 運送収入  | 1,633千円   |
|   | 事故件数  | 0件  |